

## 広島県公安委員会規程第7号

行政不服審査手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年12月27日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

### 行政不服審査手続規程の一部を改正する規程

行政不服審査手続規程（平成14年広島県公安委員会規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第18条第1項」を「第19条第1項又は広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第34条第1項」に改める。

第10条中「第22条第3項」を「第22条第5項」に改める。

附 則

この公安委員会規程は、平成23年1月1日から施行する。